

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社が社名に冠する「バリュエンス」は、価値を示す「Value(バリュー)」、知識や知見を示す「Intelligence(インテリジェンス)」、経験や体験を示す「Experience(エクスペリエンス)」を掛け合わせた造語であり、この名のとおり、価値を見抜き、または新しく生み出し、私たちに携わるあらゆる方、一人ひとりの人生を変える価値を提供する企業として、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄および当社の持続的な成長と企業価値の最大化を目指しております。

この実現のために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことが重要な経営課題と位置づけ、業務の適正を確保するために必要な企業統治体制の整備は経営上必要なプロセスであると認識し、経営の効率性、業績の向上と合わせ、コンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SFプロパティマネジメント株式会社	7,368,200	55.56
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,304,600	9.84
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	543,000	4.09
寄本 晋輔	454,100	3.42
寄本 晃次	448,000	3.38
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED(LONDON BRANCH)/SMTTIL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	279,100	2.10
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	207,801	1.57
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)SUB A/C NON TREATY	158,200	1.19
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT AC LIJ JP RD	123,400	0.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	95,600	0.72

支配株主(親会社を除く)の有無	SFプロパティマネジメント株式会社
-----------------	-------------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	8月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主及び当該株主の近親者との間で取引を検討する際には、当該取引のそもそもの必要性はもとより、一般の取引条件と同様の適切なものとするを基本条件とし、取引の内容及び妥当性につき、当該取引金額の多寡に関わらず、当社取締役会にて審議の上、取引実行の決裁を下すものとしております。このプロセスを経ることで、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
富山 浩樹	他の会社の出身者													
田久保 善彦	学者													
蒲地 正英	公認会計士													
濱田 清仁	公認会計士													
後藤 高志	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富山 浩樹				富山浩樹は、他社における企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、当社の経営全般に有効な助言をいただくことが意思決定の健全性、透明性の向上に資すると判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。

田久保 善彦				田久保善彦は、グロービス経営大学院大学教授として企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有していることから、当社経営を監督し有効な助言をいただくことが当社グループの更なる成長に寄与するものと判断し、社外取締役役に選任しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。
蒲地 正英				蒲地正英は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。
濱田 清仁				濱田清仁は、公認会計士として企業会計に関する豊富な専門知識と経験を有するとともに、複数の会社の取締役として会社経営に携わっており、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。
後藤 高志				後藤高志は、弁護士として法令に関する豊富な専門知識と経験(企業の取締役として会社経営に関与した経験を含む)を有し、企業経営を統治するための十分な見識と人格を兼ね備えており、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち社内取締役1名が常勤しており、経営執行会議等の重要な会議体への参加をはじめ日常的な情報収集を実施するとともに、内部監査部門と連携し適切な情報伝達が行われていることから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。今後、監査等委員会がその職務を補助すべき人員を置くことを求めた際には、当該人員を任命・配置するものいたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から監査計画の説明及び監査結果の報告を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかの監視・検証を行っております。また、内部監査担当及び会計監査人と四半期に一度情報共有を行い、監査の過程において発見された問題点等を共有し、適切な監査を確保できるよう取り組んでおります。内部監査室は、内部監査の結果を定期的に代表取締役に報告するとともに監査等委員会に対しても報告を行い、都度情報交換を行うことで相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	1	1	4	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	1	1	4	0	0	社外取 締役

補足説明 **更新**

当社の指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された代表取締役1名を含む3名以上の取締役で構成され、過半数を独立社外取締役とすることとしており、現在は、代表取締役 寄本晋輔、独立社外取締役 田久保善彦(委員長)、蒲地正英、濱田清仁、後藤高志の5名で構成されています。

指名・報酬委員会は取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- (1)取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (2)代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3)役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4)取締役(監査等委員を除く。)の報酬等に関する事項
- (5)取締役(監査等委員)の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- (6)後継者計画(育成を含む)に関する事項
- (7)その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストックオプション制度を導入しております。また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストックオプション制度を導入しております。付与数に関しましては、過去の業績貢献度及び将来への期待を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の個人別の報酬等の決定方針

(1) 基本報酬

取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬です。当該取締役の役位と役割貢献に応じた所定の額となります。2019年11月22日開催の第8回定時株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名の報酬限度額は、年額3億円以内(うち社外取締役は年額3,000万円以内)となっております。

(2) 業績連動報酬(株式報酬)

中長期的な業績向上や企業価値向上に向けた取締役のモチベーション向上およびテンションのため譲渡制限付株式およびストックオプションを支給しています。譲渡制限付株式は2年間の譲渡制限期間を経たのち、連結営業利益の達成度合いに応じて0.7~1.0の係数を乗じ解除する仕組みとしています。なお、譲渡制限付株式は当該取締役の役位と役割貢献に応じて基本報酬の1/3~1/2水準の株式数を付与し、上記の解除要件に基づき解除できることとしています。

(3) 役員退職慰労金

役員在任期間における業績実績に対して支給する金銭報酬です。役員退職慰労金は役員退職金規程で定められた算式(退任時の報酬月額×役員在任年数)に基づき個別の役員退職慰労金額を算出し、株主総会での承認又は取締役会での決議後、3ヵ月以内に支給しています。なお、特に功績/重大な損害を与えた場合は取締役会の決議により、役員退職慰労金を加減算することがあります。

(4) 報酬等の種類別の支給割合

中長期的な視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視しつつ、中長期の業績向上および株主の利益にも配慮しつつ、基本報酬・株式報酬の割合を考えています。上記を踏まえ、取締役の基本報酬に対する株式報酬の割合は、その職責に応じて3~4割程度となるように設計しています。

2. 報酬等の内容の決定方法

(1) 指名・報酬委員会

取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図るため、代表取締役1名および過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しています。

(2) 報酬の決定方法

役員報酬の基本方針は指名・報酬委員会の審議を通じて、取締役会にて決定しています。また、取締役の個人別の報酬額は当方針に基づき、各取締役の役位と役割貢献等を踏まえて指名・報酬委員会で審議された上で、指名・報酬委員会から答申を受け、取締役会が決定します。なお、監査等委員の取締役の報酬は監査等委員会の協議において決定します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、議題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、監査等委員である社外取締役を含む全役員に対して、取締役会事務局である法務部が事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明等も行ってあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名(うち社外取締役2名)及び監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)の合計9名で構成されております。毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略等、経営上重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役会には監査等委員である取締役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は4名(うち社外取締役3名)で構成されております。原則として毎月1回開催しており、その他、会計監査人及び内部監査室と必要に応じて相互に情報及び意見交換を行う等連携を強め、監査の実質的向上を図っております。

3. 経営執行会議

当社では、業務執行の迅速化、効率化を実現するため、取締役(非業務執行取締役を除く。)及び執行役員で構成される経営執行会議を原則として毎月2回開催しており、事業戦略の策定、進捗状況の確認、部門間の課題共有等を行っております。当該会議体は、重要事項の指示・伝達を図り、会社全体としての認識の統一を図る機関として有効に機能しております。経営執行会議には常勤監査等委員である取締役が毎回出席し、社内状況やリスクの把握に努めております。

4. 指名・報酬委員会

当社は、2020年8月1日付で、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は代表取締役社長及び社外取締役2名で構成されており、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図っております。

5. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の独立した部門として内部監査室(3名)を設けて、内部監査を行っております。被監査部門から独立した部門に属する内部監査室が、内部監査規程に基づき、社内諸規程や法令等の遵守状況の確認、内部統制システムの運用状況の確認、効率性・安全性に関する指摘・勧告等を行っております。期初に策定した内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果は直接代表取締役社長に文書で報告しております。被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、監査後は遅滞なく改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を担保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の意思決定の迅速化と機動性向上を図り、監視体制、監督機能の更なる強化を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の充実、実効性を高めるため、監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類を英文で提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトにて掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	インターネットの活用等も検討し、定期的な開催を目指してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び本決算発表後に、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示情報、任意開示情報等を、当社IRサイトにて掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を担当部署とし、IR室長を責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社IRサイトにて掲載しているディスクロージャーポリシーに則り、すべてのステークホルダーに対し、IRサイトにおける各種資料の掲載や、決算説明会等を通じて、適時適切かつ積極的な情報提供を行っていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、役職員等の各ステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、持続的成長と企業価値の向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、「コンプライアンス規程」を制定し、当社及び子会社の役職員が、法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施する。また、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努める。
 - (2) 使用人に法令・定款等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」、「行動指針」を制定し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に進める体制を推進・維持する。
 - (3) 使用人が、コンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、「内部通報に関する規程」を制定し、社内窓口に加え、第三者機関（顧問弁護士）への通報も可能とする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報・文書については、法令、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内諸規程及び関連マニュアルに従い、適切に保存し管理する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理に対する体制、方針等を決定、子会社を含む当社グループのリスク管理体制を評価、必要に応じて改善するとともに、リスク管理部門として法務部がリスク管理活動を統括し、「リスクマネジメント規程」の整備と検証・改正を図る。
 - (2) 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備する。
4. 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるとともに、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時開催する。
 - (2) 執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にする。
 - (3) 「取締役会規程」に則り、社外取締役を含めた取締役会で、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - (4) 取締役会における取締役等の指名及び報酬等の意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化するため、任意の指名・報酬委員会を設置し、複数の独立社外取締役をその構成員とする。委員会は、取締役等の指名及び報酬等について審議した結果を取締役に答申する。
 - (5) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報の把握に努める。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業務遂行に関する管理は、総務部が統括し、また「内部監査規程」に基づき、内部監査室が定期的に監査を行う。
6. 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は配置していないが、監査等委員会が求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命、配置することができる。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - (3) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けない。また、当該取締役及び使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取する。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - (1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、また、経営執行会議等の重要会議に出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - (2) 監査等委員である取締役は、必要に応じて経営企画部並びに内部監査室から報告を受ける。
 - (3) 取締役及び使用人は、取締役会及び重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
 - (4) 取締役及び使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
8. 当社の子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社の子会社の取締役、監査役等及び使用人は、当社の子会社の経営、業績に著しい影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項が発生した場合には、速やかに当社の監査等委員会に報告する。また、当社の子会社の取締役、監査役等及び使用人は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
9. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の定める「内部通報に関する規程」において、通報者に対していかなる不利益も行ってはならない旨を規定しているが、前号の監査等委員会への報告についても同様とする。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査

室と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を強め、監査の実質的向上を図る。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の観点から、内部統制の4つの目的である業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全是相互に密接に関連していると認識している。そのため、経営者は、内部統制システムの制定や内部監査人等の全体監査の報告を通じ、財務報告に係る内部統制の整備、評価を実施し、継続的な改善を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除する。また、取締役及び使用人は、反社会的勢力に常に注意を払うとともに、事案の発生時には、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

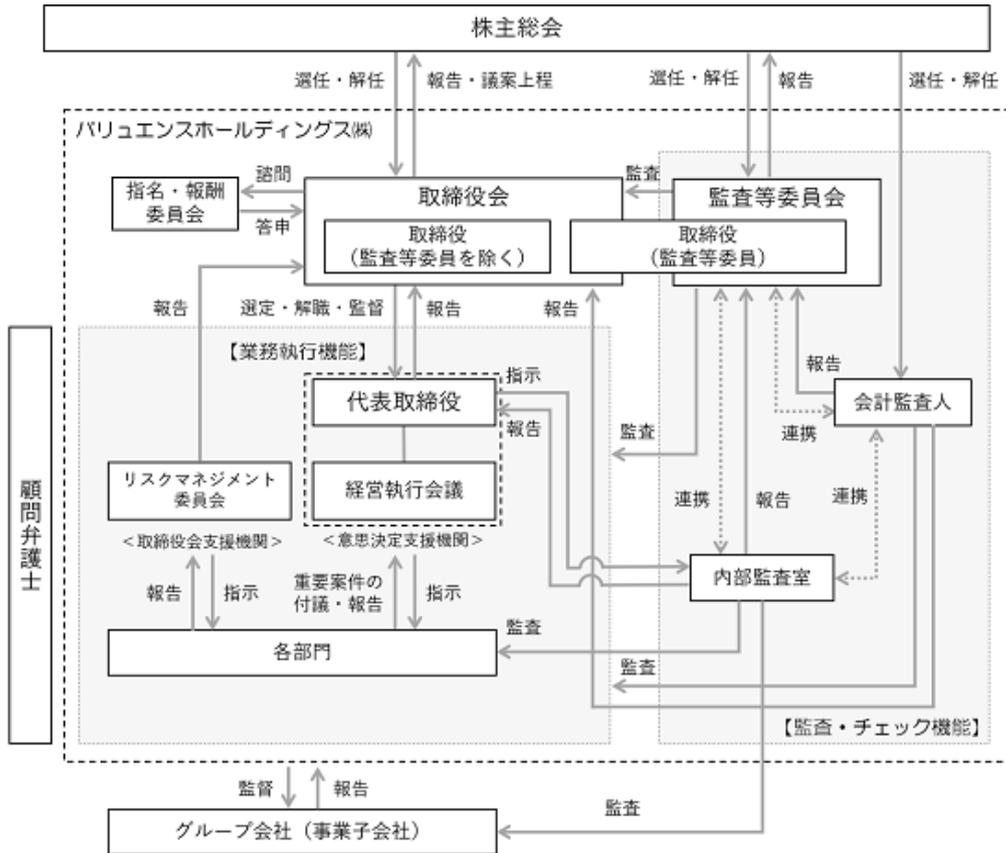
なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。



【適時開示体制の模式図】

